

平成23年

第1回市議会定例会 議案第26号

職員の育児休業等に関する条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年2月25日提出

函館市長 西 尾 正 範

職員の育児休業等に関する条例および函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の後ろに「(法第12条および第19条第3項において準用する場合を含む。)」を、「第8条」の後ろに「第10条第1項および第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項」を加える。

第3条第4号中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第13条を第22条とする。

第12条に見出しとして「(臨時的任用の職員の部分休業)」を付し、同条を第21条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第20条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条を第19条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(部分休業の承

認)」を付し、同条を第18条とする。

第8条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第10条とし、同条の次に次の7条を加える。

(育児短時間勤務をすることができる職員等)

第11条 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることができる職員は、病院局に所属する医師とする。

2 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 任期付採用職員

(2) 函館市職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、もしくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、または第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子もしくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が休職または停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職または停職の期間が満了したこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続）

第13条 病院局に所属する医師による育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求は、規則で定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日またはその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職

員（法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号および第17条において同じ。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第16条 病院局長は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合または当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第17条 第6条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における期末手当の取扱い）」を付し、同条を第9条とする。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）」を付し、同条を第8条とする。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、同条を第6条とする。

附則第5項中「第10条」を「第19条」に改める。

（函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第2条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（以下）」を「および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを）」に改める。

第15条第2項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。  
本則に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第23条 第5条, 第6条, 第6条の2(第2号に限る。), 第6条の3, 第7条の2, 第9条および第15条の規定は, 職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)第15条第2号に規定する任期付短時間勤務職員には, 適用しない。

附 則

- 1 この条例は, 平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により提出された育児休業計画書は, 第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により提出された育児休業等計画書とみなす。

(提案理由)

病院局に所属する医師の育児短時間勤務に関し必要な事項を定めるため